

最低制限価格算出方法について

最低制限価格算出方法について

最低制限価格算出方法について、平成25年6月1日以降の発注公告分から下記のとおり運用します。

最低制限価格の範囲は、予定価格の7／10～9／10の範囲内で下記の考え方により算出される額を最低制限価格とします。

ただし、下記の考え方により算出された金額が予定価格の7／10を下回るときは7／10（万円未満切り上げ）とし、9／10を超えるときは9／10（万円未満切り捨て）とします。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえて設定するものとします。

○算出方法

※下記の合計金額に万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てとします。

【建設工事】

①一般土木工事（上水道工事除く）

$$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times \underline{0.55}$$

②一般土木工事（上水道工事）

$$\begin{aligned} & \text{材料費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \\ & + \text{一般管理費} \times \underline{0.55} \end{aligned}$$

※材料費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は材料費を含まないこと。

③建築工事等

$$\begin{aligned} [\text{一般}] & \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times \underline{0.55} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} [\text{解体工事}] & \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times \underline{0.55} \end{aligned}$$

※建築工事に付随する設備工事は上記〔一般〕に準ずる。

④鋼橋製作・架設工

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 \\ & + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times \underline{0.55} \end{aligned}$$

⑤水管橋製作・架設工

直接製作費×0.95+間接労務費×0.9+(工場管理費+設計技術費)×0.8
+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+据付間接費)
×0.8+一般管理費×0.55

⑥機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

(直接製作費+直接工事費)×0.95+(間接労務費+共通仮設費)×0.9
+(工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.8
+一般管理費×0.55

⑦電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

機器単体費×0.85+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9
+(現場管理費+機器間接費)×0.8+一般管理費×0.55

⑧上水道機械設備工事

機器費×0.85+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9
+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。

⑨上水道電気工事

(機器費+製作原価)×0.85+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9
+(現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費)×0.8
+一般管理費×0.55

※機器費には購入機器費を含むこと。

⑩下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

機器費×0.85+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9
+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.8+一般管理費×0.55

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とします。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とします。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとします。

【測量調査設計業務】

①測量業務

直接測量費 + 諸経費 × 0.5

※諸経費 = 間接測量費 + 一般管理費等

②設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務

積算に技術経費の項目を計上しない場合

直接原価 + その他原価 + 一般管理費等 × 0.3

③設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務

積算に技術経費の項目を計上する場合

直接業務費 + 諸経費 × 0.5 + 技術経費

※諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

④地質調査業務

純調査費 + 諸経費 × 0.3 + 解析等調査業務費 × 0.7

※純調査費 = 直接調査費 + 間接調査費

諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

※ 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとに端数処理（万円未満切り捨て）を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とします。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①②③④の業務が合算された業務のことであり、②及び③の中で併記された設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務は同一諸経費体系とみなしますので、端数処理は行いません。

また、①②③④それぞれの中に複数業務がある場合についても、端数調整は個別に行いません。